

自体が実は問題があるので、言いわけがましくなりますが、幾つかの材料がございまして、三年に一遍やる事業所統計がその事業所なり人の数の基礎にあるわけですけれども、同時に、私どもの持っている、未適用であれば当然医療保険は国保に入るといふことで、国保の方の実態調査からの推計とか、いろいろな推計の方法があるわけで、そのこと自体を実はプロジェクトでやっています、公表して、これだという数字まで固まっております。

私どもは、これはいつもおしかりを受けるのですけれども、公表いたしました数字としては、五十年の当時の厚生省の公表の数字の百二十八万四千事業所、三百四十二万五千人という未適用、非強適事業所と強適事業所の四人以下の数字は一応これでございますが、実はその後の事業所統計、三年ごとのが、一番新しいのは五十三年でございますけれども、漸増の傾向にあるので、この数もふえているだろうと。

一方私どもの方では、四十八年から九年にかけて大規模な調査をやって、この五人未満を解決しようという努力を当時のスタッフでやりまして、その結果かなりの増員が要るといふことで、遺憾ながら実現できなかったわけですけれども、何とかして、じゃ任包でもやろうといふことで、五十年以後大体毎年少しずつふやしてきておりますけれども、事業所規模で四万、被保険者規模で二十万ぐらいの適用の努力をしてきているわけでございますが、そういう伸びもございまして、最終的になお現在でびたり、被用者でありながら国保、国年において被用者年金の適用あるいは健保の適用を受けていない者がどのくらいいるかという数字自体が、まだプロジェクトとして最終的に固まっていない状態でございます。

安恒良一君（日本社会党） 答弁は、時間がないから簡単にしてください。

私ども、一番最近の、いまあなたが言われた調査では、大体五人未満の事業所数は百五十一万四千事業所、従業員数が四百八十二万一千人、これが一番新しい資料ではないかと、一事業所当たり三・一八人というふうには人を把握していますが、そういうことは間違いないでしょうか。

新津博典君（社会保険庁年金保険部長） プロジェクトで検討いたしました数字の中で、実はいま先生のおっしゃった数字もあるわけですが、公表するだけの自信がないと関係者が言っておるので、最終的にこれでいいかどうかの詰めを行っている段階でございますが、そう大きな狂いはないと考えております。

安恒良一君（日本社会党） まず私は、プロジェクトをおつくりになったら、一番直近のそういう実態を把握した上で、その上で御議論くださらぬと、これは厚生省だけじゃなくて、必要なら労働省や総理府統計局、その他いろいろ各省に調査資料があるわけですから、各省は各省なりにいろいろ政策上持っていますから、そういうものを突き合わせた中で、今度六月調査でなお正確にわかってくると思っておりますけれども、とりあえず五人未満の事業所数が、いま現在でどれだけあるのか、それから従業員数がどれだけあるのか、それから一事業所当たり平均どれぐらいの人員なのかということ把握されないと、なかなか私はせつかくプロジェクトをつくっても、まだそんなことを把握しようといふことからプロジェクトで話されているのかもわかりませんが、私はちょっと作業が、せつかくおつくりになって、もう何か六回もやられたといふことなんです、どうも作業進捗がおくれているような気がしてなりません。

ですから、このことにつきましては、ぜひひとつ大臣をお願いをしておきたいんですが、プロジェクトもできたと、それから六月には一番新しい実態調査をやると、こういうことでありますから、それらに伴って、これももう去年幾らでも議論しておきまして、いわゆる任意適用ではだめなんだと、労働省の方は労災保険も失業保険もすべて強制適用の方向できちんとしていますから、ひとつぜひ、五人未満の事業所の労

働者が、ある者は国民年金に入っておったり、ある者は国民健康保険に入っていると、こんないびつな形はないわけですから、少なくとも私は次回の改正に向けて、これもここまで調査が完了しましたとか、とりあえずこうしますとか、一遍にいかなければ、とりあえずこうしますとか、そういうひとつ前向きな方向で出していただきたいし、またこれも、恐らくこれを適用すれば事務量がふえます、人も要ります、そういう点についても私が前に申し上げましたように、必要な事務量についてはやはりやむを得ないと思うんです。機械化できるものは機械化する。機械化できなくて、どうしても必要な人員が要するというならば、そういう問題についてもやる。行政改革というのは、むだを省くことはいいいことなんです、何でもかんでも人を少なくすればそれで行政改革ができるということじゃないんですよ。やはり少なくするところとふやすところがあってしかるべきだと思いますし、こういう問題については、国会でこれももう恐らく十年ぐらい附帯決議つけているんじゃないでしょうか。十年ぐらい同じことを改正のたびにつけていますからね、もうぼつぼつ一歩、二歩前進があってしかるべきだと、こう思います。そういう意味で、一段の御努力をぜひお願いをしておきたいと思えます。

昭和 59 年 4 月 2 日 参議院 予算委員会

高杉迪忠君（日本社会党） 次に、五人未満の事業所の適用問題について伺うのですが、社会保障制度審議会の答申の中でも「被用者に対する厚生年金保険の適用の問題の解決に着手しないと、基礎年金の導入に伴い、」「被用者との不均衡が」生ずる、こういうふうに言われているんですけれども、この点についてどうお考えになりますか。

渡部恒三君（厚生大臣） 五人未満の事業所の適用について、これは今、先生御指摘のように、社会保障制度審議会からも御答申をちょうだいいたしておりますので、まず法人の事業所、これを強制加入にする、全部一緒にすればいいわけですが、これはいろんな事務上の問題がございますので、法人以外の事業所については任意加入にして、今後またさらに進めてまいりたいと、こういうことでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） それでは具体的に聞きますが、この五人未満で適用になっていない事業所の数、人数。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） 昭和五十六年十一月に実施いたしました健康保険、厚生年金保険、両制度一緒にやっておりますが、その適用状況調査結果によりますると、未適用事業所の数は九十万四千カ所、その従業員数は三百六十五万五千人と推定いたしております。

高杉迪忠君（日本社会党） その適用しなかった理由というのは具体的に何ですか。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） 五人未満の事業所等につきましては、従来から小規模で変動が著しいというような特性、それからこれに基づきます適用技術上の難しさ、二番目といたしまして、新たに生ずる社会保険の業務を処理するための業務処理体制の整備の難しさなど多くの問題が存在しておりますところから、これらに対する厚生年金保険及び健康保険の強制適用を行ってこなかったということでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） 現在の法制度のもとでも、今説明があったように、一定の要件を備えたものについては任意包括によって適用されているわけですね。じゃ、この適用の事業所の数、適用者数を伺います。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） 任意包括適用についてでございますが、昭和五十七年度末現在で事業所数は二十七万四千カ所、被保険者数は二百二万七千人でございます。

高杉迪忠君（日本社会党） 大変な数だね。

そこで、労働大臣に伺うんですが、労働保険の場合の労災、雇用は、一人でも従業員がいれば全面適用になっているわけですね。それでは、この適用事業所の数、従業員の数、どの程度になっていますか。

小粥義朗君（労働大臣官房長） 労働保険につきましては、五十年から農林水産業の一部を除いて全面適用になっているわけでございますが、現在の適用事業所総数は二百十六万、そのうち五人未満の事業所の数は約百万、九十七万が正確でございます。そういう数字になっております。

高杉迪忠君（日本社会党） さらに伺いますが、この五人未満の零細事業所で、現在保険料の徴収や給付の上で問題が特にありますか。

小粥義朗君（労働大臣官房長） 五人未満の事業所の場合には、新しく事業を起こしたところ、あるいはやめたところの把握が難しいといったことが他の大規模企業に比べるとあるわけでございます。そうした面を直接行政機関だけで全面的に把握することはなかなか困難な面がございますので、労働保険の場合には、個々の事業主の委託を受けて、この保険料の納入事務を行います事業主の団体を労働保険事務組合という形で認可をしまして、その事務組合によって収納をやっているといったような工夫をしているところでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） 今回の改正案では、法人に限って拡大するというふうなお話ですね。ところが私は、そうなりますと、五人未満でも法人とそうでないところに差別があって格差がまた拡大する、こういうふうに考えるんですが、いかがですか。

朝本信明君（社会保険庁年金保険部長） お尋ねのとおり、同じサラリーマンという点に着目いたしました場合、五人以上の事業所に働く方々、それから五人未満の小さな事業所に働く方々、年金、医療保険の取り扱いが若干異なってくるということは御指摘のとおりでございます。そのために五人未満の事業所につきましても今後任意包括適用制度を推進してまいりたい、かように存じておるわけでございます。

高杉迪忠君（日本社会党） せっかく大きな大改革を実行して、今後長期にわたって安定した制度へまさに画期的な改革を行おうとしておる現在でありますから、少なくとも労働と厚生の関係でも今お話をいただいたように違いがある、全面適用にしていくべきだと思うんです。大臣に最後の所見を伺います。

渡部恒三君（厚生大臣） 御趣旨は、私の考えも先生の考えも同じでございますが、やはり社会保障の恩典というものは国民すべての竹が平等にその給付を受ける方向に進まなければならないということからこの年金改革が行われておるわけでありまして、今回五人未満法人でもこれを対象にしたことは大きな前進であると思っておりますが、今御指摘のように不十分に残された点があります。これは今、政府委員から答弁しましたように、いろいろな事務的な問題で今回はそこまでいかなかったのでありますが、今後目的を達成するために努力をしてまいりたいと思っております。

徴収率維持等への関心を裏付ける議事録  
(所長会議、徴収課長会議等より抜粋)

徴収率への高い関心や前年度数値への意識を示すもの

※徴収率の報告は、所長会議、徴収課長会議で毎回行われていた。

<平成15年6月19日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局保険管理課長(あいさつから抜粋)

かつて、東京の社会保険は健康保険の収納率が99%を超えて高い収納率を維持していた時代がございました。経済状況が現在非常に厳しいというなかで、簡単に比較はできないわけではございますが、私たちの先輩は大変なご苦勞をいただいて高い収納率を維持してきたところでございます。現在におきましても、徴収業務に取り組む東京の伝統が維持されて努力していただいている事務所も多くございます。残念ながら一方ではかつての東京の伝統はどこへいってしまったんだろうと思われる事務所もございます。収納できなかった保険料は、結局まわりまわって厳しいなかで納付していただいている事業主のところにかかっていくわけです。私どもが最も大切にしなければいけない公平性というものが阻害されてしまうことになってしまいます。ひとつ、原点にかえていただきまして徴収業務に取り組まれるようお願いするしだいでございます。

<平成16年11月18日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局保健管理課長(あいさつから抜粋)

9月末時点の収納率におきましても東京都平均ですが、両方とも対前年比を上回っているという結果でございます。しかしながら、健保におきましては、6つの事務所、年金におきましては、3つの事務所が対前年比を下回ったという結果もあるわけでございます。現状把握していただきまして、下半期、年末・年度末に向けての見直し等、よろしくお願ひしたいと思ひます。保険料の徴収業務、これは社会保険事業の生命線であるわけでございます。

<平成18年5月25日開催 東京都社保事務所長会議>

○ 東京社会保険事務局長(あいさつから抜粋)

健保・厚年の徴収につきましても残念ながら、厚年の方につきましては、17年度を通じて目指しました、十数年ぶりの全国1位というには届きませんでした。比較的小規模な事務局が、我々を凌駕したわけですが、それでも16年度の順位4位をひとつあげまして3位ということで落ち着くそうでございます。

また、健康保険に関しましても順位は36位から二つあげまして34位ということでございますが、対前年度引きあがった幅につきましては、全国10位ということをお聞ひしております。国民年金への人、資源のシフトの中で、それぞれの事務所では大いに担当課長さんが気をはいていただいて、また事務所を上げて努力いただいた成果ではないかと考えております。改めて感謝を申し上げたいと思ひております。

※同様の内容を含むあいさつは、毎回行われていた。

<平成18年5月25日開催 東京都社保事務所長会議>

○ 東京社保事務局保険管理課(説明から抜粋)

年金勘定の上位収納率の事務所を申し上げますと、最も高かった事務所は麴町、2番目は府中、3番目は蒲田、4番目は品川、5番目は港となっております。最も高かった事務所の収納率は99.89%、最も低かった事務所の収納率は97.26%。差は2.63ポイントでしたが、昨年度の状況と比べますと、0.39ポイント差が縮まっております。

昨年同期と比べて収納率の上昇率が大きい事務所は、最も高かったのが江戸川で0.56ポイント、2番目が荒川で0.44ポイント、3番目が世田谷で0.43ポイント、4番目は中野で0.31ポイント、5番目が港で0.29ポイントでした。

<平成18年10月24日開催 東京都社保事務所長会議>

○ 東京社保事務局保険管理課長(徴収状況の報告から抜粋)

平成18年9月30日が土曜日でございましたので、前年との比較ができませんけれども健康勘定が90.61%で全国平均の91.0%を約0.4ポイント下回り35位となっており、順位の間では引き続き厳しい状況です。

年金勘定の保険料収納状況につきましては、93.69%で全国平均の92.3%を約1.4ポイント上回り第6位となっております。

(中略)東京の状況といたしまして、健保勘定では全国平均から比べますと更に力を入れていただきたいという状況です。年末、年度末の徴収対策を今一度徹底していただき、効果的、効率的な滞納整理にご尽力いただきますよう改めてお願い致します。

<平成18年11月22日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社会保険事務局長(あいさつから抜粋)

直近であります、平成18年10月末のみなさんの努力の成果であります徴収状況を見ますと年金勘定におきましては徴収率98.61%ということで目下全国1位という業績になっております。一方で健康勘定におきましては、95.02%ということで、こちらは残念ながら全国41位と厳しい状況になっております。これから年度末におきましては徴収業務の山場に差し掛かるわけでございます。引き続き第一線の幹部であります徴収課長の皆様には、いろいろご苦労をおかけしますが、昨年を上回る徴収実績を各事務所で実現できるように引き続き職務にご専念いただきたいと思っております。

<平成18年11月22日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局保険部長(あいさつから抜粋)

9月の社会保険庁業務監査におきまして、東京の現状についての指摘をいただいております。それなりの前年実績を確保しているものの、特定の事務所において連続して徴収率が下がっている事務所がある。全国的に健保41位という結果となっているわけではありますが、もう少しできるはずというのが我々の思いでありまして、是非とも事業所別の傾向をしっかりと分析していただいて、限られた人員になりますが、効率的に効果的にどうやったら実績に反映されるかということ、じっくり分析をしていただいて、なるべく無駄な労力を使わないで的確に結果を出すという

ことに引き続き心がけていただきたいと思います。

徴収率の維持が社保の存在につながることを示すもの

<平成16年11月18日開催 東京都徴収課長会議>

○東京社保事務局保険料特別徴収専門官(あいさつから抜粋)

まず、10月19日から21日にかけて、事務局と2つの事務所について社会保険庁の業務監察を受けたところです。評価といたしましては、両事務所とも積極的に滞納整理に努められ、良好な結果であったこと。局全体としては、収納率の向上が認められるものの、一部の事務所については収納率が下げ止まらず、滞納事業所数も増加していることから、なお、一層、基本方針の徹底を図る必要があること。～(中略)～つまり、社保の存在、実力をアピールするチャンスでありますし、「事業実績が伴えば職場の存続につながる」と考えています。

<平成19年1月24日開催 東京都徴収事務研修>

○東京社保事務局保険管理課長(あいさつから抜粋)

あと一つお願いしたいのは、最近私どもの職場では国民年金中心となっております。生き残るためには国民年金の収納率を上げなければならないという至上命題が長官から出ておりまして、たしかに国民年金も大事な話ですけれども、そのような中、我々は、厚生年金の仕事をしております。厚生年金の保険料の中には第2号、第3号の保険料も同時に徴収しているということになりますので、厚生年金の徴収率が下がるということは、ひいては国民年金の収納率が下がるということでございます。我々においては、国民年金よりもむしろ厚生年金を頑張らなければならないと自負しています。

本庁の制度見直し怠慢への不満を示すもの

<平成16年11月9日開催 長野県徴収課長会議>

○収納計画等に関する自由討議から引用

(松本社保事務所)適用も義務だけど、保険料納付も義務であることを分かっていない事業主が多くて困る。

(長野社保事務局保険課長)事業主の理解不足も有るが、何も分かっていない会計事務所がぼんと書類を出してくるケースがあり、これも含めて今検討している。徴収課もちろん困るが、業務課も文句言われて、困っているのも確かで、こんな事でギクシャクしても一番困るので、どんどん企画の方へ言ってきてください。

(長野社保事務局保険課長補佐)庁の方でも、会計士に対して法的整備を含め検討しているところですよ。

(小諸社保事務所)新適時の、資産の調査もしっかり出来ないか。

(長野社保事務局保険課長)昔みたいに、決算書をつけられればいいが。

(長野南社保事務所)登記したばかりだから、決算はまだない。

(小諸社保事務所)取引銀行も何も書いていない事業所があり、こういったところほど滞納となるケースが多い。資産状況調査票をきちんと書いてもらいたい。

(長野社保事務局保険課長)それは、書類不備で業務一課で返戻できないか。

(長野社保事務局保険課係長)規則上添付書類になっていないので、強制できないし、適用前に調査もできない。

(松本社保事務所)今は登記簿さえついていれば、適用を断ることが出来ないが、滞納する事業所を適用して、保険料を払わずに給付を受けるのは、世間の一般的な考えからいっておかしいと思う。制度の不備を突かれているようなものでは。

(長野南事務所)昔から言われていることであり、本庁が本腰をいれて考えればいいことなのに、やる気がないのでは。

<平成16年11月9日開催 長野県徴収課長会議>

○ 全喪届の取り扱いに関する自由討議から引用

(長野社保事務局)徴収がらみの全喪については、業務課はもとより、所長とも十分相談して欲しい。徴収課が全喪届を預かってくることは自体は問題ないが、審査するのは適用担当課の責任で行う。

(松本社保事務所)本庁の方は現場の実態が分かっていない。

(長野社保事務局保険課長)庁のヒアリング時にはいつも言っている。庁も変わらなくてはいけないことは認識しているので、今後人事交流も行われていくので、少しずつ変わっていくと思う。

**磁気カードの管理や特定処理結果への注意喚起を促すもの**

<平成15年2月25日開催 東京都徴収課長会議>

○ 東京社保事務局上席地方社会保険監察官(説明から抜粋)

それからこれも当たり前なんですけれども、磁気カードの配布につきましても、ずいぶん前から個人ごとに配布して日々管理してくださいよとお願いしているんですけれども、徴収は適用と違って更新するデータがありませんので、意外と差しっぱなしの状態が多いわけです。これを後から見たときに任継の保険料の場合は現実的に誰がやったか分からない状況でした。従いまして、徴収課におきましてもやはり磁気カードの取扱いにつきましても適正に必ず個人ごとに取り扱っていただきますようお願いしたいと思います。

もう一つ処理結果のリストのチェックですけれども、今申し上げたとおり更新系はないのでそんなにチェックすることはないかなと思いますが、調定取消・更正減等は特定の届となっておりますので、徴収課長さんにおかれましては厳粛にチェック方よろしく願いいたしたいと思います。

# 取締役会議事録

平成 年 月 日 午前 時より、当会社の本店において取締役会を開催す。

取締役総数 名 出席取締役 名

上記のとおり取締役が出席のうえ慎重審議の結果、平成 年 月以降取締役の報酬を減額することを可決確定した。

	新報酬額	旧報酬額
1、代表取締役	円	円
2、取締役	円	円

上記決議を明確にするために、この議事録を作り出席取締役の全員がこれに記名捺印する。

平成 年 月 日

代表取締役

取締役

取締役

正

健康保険 被保険者報酬月額変更届  
厚生年金保険

届書  
届書コード 処理区分  
2 2 1 ※

所長	次長	課長	係長	係員

事業所整理記号  
※

⑦健康保険被保険者証の番号	①被保険者の氏名	②生年月日	④種別	④⑤ 従前の標準報酬月額	⑥※従前の改定月・原因
報酬月額				⑦ 3ヶ月の総計	⑧ 改定年月
⑦の報酬支払基礎日数	⑦ 通貨によるもの額	⑧ 現物によるもの額	⑨ 合計	⑩ 平均額	⑪ 修正平均額
				⑫ 決定後の標準報酬月額	⑬備考 ・遡及支払額 ・昇(降)給差の月額 ・昇(降)給月

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

健康証番号(年金整理番号)	氏名	明大昭平 1357	生年月日	1.2.3 5.6.7	健保の従前	千円	厚年の従前	千円	年 月
支払前3月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	総計	円	改定年月 年 月
支払基礎前2月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	平均額	円	修正平均額
支払基礎前1月日	通貨によるもの額	円	現物によるもの額	円	合計	円	健保	千円	厚年
日数									千円

社会保険労務士の提出代行者印

平成 年 月 日 提出

受付日付印

事業所所在地  
事業所名称 株式会社  
事業主氏名  
電話

◎ ※印欄は、記入しないでください。  
◎ 記入方法は2枚目の裏面に書いてありますので、よく読んでください。